

介護サービス事業者自己点検表  
(兼事前提出資料)  
令和3年度版  
訪 問 看 護  
及 び  
介 護 予 防 訪 問 看 護

事業所番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	
電話番号	
FAX 番号	
e-mail	
法人の名称	
法人の代表者名	
管理者名	
主な記入者 職・氏名	
記入年月日	令和 年 月 日
(実施指導日)	令和 年 月 日

営業日			
営業時間		サービス提供時間	
常勤の勤務者が勤務すべき時間			

## 介護サービス事業者自己点検表の作成について

### 1 趣 旨

この自己点検表は、介護サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いいたします。

### 2 実施方法

- ① 定期的実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、指導日が属する月の2月前時点の状況で点検していただき、他の関係書類とともに市へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。
- ② 記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に○印をしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分に○印(もしくは「なし」と記入)をしてください。
- ③ 点検事項について、全てが満たされていない場合(一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合)は、「いいえ」に○印をしてください。
- ④ 各項目の文中、単に「以下同じ」「以下〇〇という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または〇〇であるということを示しています。
- ⑤ 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- ⑥ 点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。
- ⑦ この自己点検表は訪問看護の運営基準等を基調に作成されていますが、指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防訪問看護についても指定訪問看護の運営基準等に準じて(訪問看護を介護予防訪問看護に読み替えて)一緒に自己点検してください。

### 3 根拠法令等

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

条例	松本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(令和2年松本市条例第78号)
予防条例	松本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(令和2年松本市条例第76号)
法	介護保険法(平成9年法律第123号)
施行令	介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
施行規則	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
平11厚令37	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)
平11老企25	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25条厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

平12厚告19	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
平27厚告94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
平27厚告95	厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
平27厚告96	厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
平24厚告120	厚生労働大臣が定める地域(平成24年3月13日厚生労働省告示第120号)
平12老企36	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
平12老企55	訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて(平成12年3月30日老企第55号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
平18厚労令35	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
平18厚告127	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
平18 - 0317001号	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発・老振発・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知)
平21厚告83	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)

## 4 提出先・問合せ

**松本市 健康福祉部 福祉政策課**  
 〒390-8620 松本市丸の内3番7号  
 松本市役所 東庁舎 2F  
 TEL:0263(34)3287 FAX:  
 0263(34)3204  
 e-mail:  
**fukushikansa@city.matsumoto.lg.jp**

介護サービス事業者自己点検表 目次

項目	内容	市確認欄
第1	一般原則	
1	一般原則	
第2	基本方針	
2	訪問看護の基本方針	
3	介護予防訪問看護の基本方針	
第3	人員に関する基準	
4	看護師等の員数	
5	介護予防訪問看護の人員基準	
6	管理者	
第4	設備に関する基準	
7	設備及び備品等	
8	介護予防訪問看護の設備基準	
第5	運営に関する基準	
9	内容及び手続きの説明及び同意	
10	提供拒否の禁止	
11	サービス提供困難時の対応	
12	受給資格等の確認	
13	要介護認定の申請に係る援助	
14	心身の状況等の把握	
15	居宅介護支援事業者等との連携	
16	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	
17	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	
18	居宅サービス計画等の変更の援助	
19	身分を証する書類の携行	
20	サービスの提供の記録	
21	利用料等の受領	
22	保険給付の請求のための証明書の交付	
23	訪問看護の基本取扱方針	
24	介護予防訪問看護の基本取扱方針	
25	訪問看護の具体的取扱方針	
26	介護予防訪問看護の具体的取扱方針	
27	主治の医師との関係(介護予防も同様)	
28	訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	
29	同居家族に対する訪問看護の禁止	
30	利用者に関する市町村への通知	
31	緊急時等の対応	
32	管理者の責務	
33	運営規程	
34	勤務体制の確保等	
35	業務継続計画の策定等	
36	衛生管理等	
37	掲示	
38	秘密保持等	
39	広告	

項目	内容	市確認欄
40	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	
41	苦情処理	
42	地域との連携	
43	事故発生時の対応	
44	虐待の防止	
45	会計の区分	
46	記録の整備	
47	電磁的記録等	
第6	変更の届出等	
48	変更の届出等	
第7	介護給付費の算定及び取扱い	
49	訪問看護費の算定(訪問看護ステーションの場合)	
50	同一建物等に居住する利用者に対する取扱い	
51	早朝・夜間、深夜の訪問看護の取扱い	
52	複数名訪問加算	
53	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	
54	訪問看護費の算定(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合)	
54-1	特別地域訪問看護加算	
54-2	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
55	緊急時訪問看護加算	
56	特別管理加算	
57	ターミナルケア加算	
58	主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い	
59	初回加算	
60	退院時共同指導加算	
61	看護・介護職員連携強化加算	
62	看護体制強化加算	
63	サービス提供体制強化加算	
64	サービス種類相互の算定関係	
第8	その他	
65	介護サービス情報の公表	
66	法令遵守等の業務管理体制の整備	

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
<b>第1 一般原則</b>				
1 一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	はいいいえ	条例第3条第1項 平11厚令37 第3条第1項	
	② 地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	はいいいえ	条例第3条第2項 平11厚令37 第3条第2項	
(高齢者虐待の防止)	③ 事業所の従業者は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 【養護者(養介護施設従事者等)による高齢者虐待に該当する行為】 ア 高齢者の身に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウ又は口に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。(高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。) ウ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 オ 養護者又は高齢者の親族が(要介護施設従事者等)当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	はいいいえ	高齢者虐待防止法第5条 高齢者虐待防止法第2条	
	④ 高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、市町村に通報していますか。	はいいいえ 事例なし	高齢者虐待防止法第7条第21条	
	⑤ 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。	はいいいえ	高齢者虐待防止法第20条	
<b>第2 基本方針</b>				
2 基本方針	事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。 【訪問看護の基本方針】 訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 【介護予防訪問看護の基本方針】 介護予防訪問看護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	はいいいえ	条例第66条 平11厚令37 第59条	・定款、寄附行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
		はいいいえ	予防条例第43条 平18厚令35 第62条	
<b>第3 人員に関する基準</b>				
3 用語の定義	<p>「常勤」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に達していることをいうものです。 ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が確保されている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。 また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行で行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合算が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。 例えば、一の事業者によって行われる指定居宅介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定居宅介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼任している者は、その勤務時間の合算が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。</p> <p>※ 併設の別事業所間の業務を兼任しても常勤として扱われるのは、管理長(施設長)のような直接処遇等を行わない業務で、「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる」といったただし書きがあるものに限ります。同時並行的に行うことができない直接処遇等を行う業務(看護、介護、機能訓練、相談業務等)は、原則として兼任した場合は、それぞれ常勤が勤務すべき時間数に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず「非常勤」となります。</p> <p>「専ら従事する」「専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。 この場合のサービス提供時間とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p> <p>「常勤換算方法」 当該事業所の従業者の勤務時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。 この場合の勤務時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が訪問介護員と看護士を兼任する場合、看護士としての勤務時間だけを算入することとなります。</p>	はいいいえ	平11老企25 第2の2の(3)  平11老企25 第2の2の(4)  平11老企25 第2の2の(1)	
4 看護士等の員数	事業所ごとに置くべき看護士その他の訪問看護の提供に当たる従業者(以下「看護士等」という。)の員数のうち、保健師、看護士又は准看護士(以下「看護職員」という。)は、常勤換算方法で2.5人以上配置していますか。	はいいいえ	条例第67条 第1項第1号 平11厚令37第60条	・職員業務実施表 ・タイムカード 1 看護士等の員数 体制一覧表

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	<p>※ 看護師等の資格は次のいずれかに定める者とし、 ア 保健師、看護師又は准看護師(そのうち1名は常勤であること。) イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</p> <p>※ 勤務日及び勤務時間(不定形看護等)についての勤務時間数の算定は以下のとおりとします。 ア 前年度の適当な平均稼働時間(サービス提供期間及び休養期間をいう。) イ 当該看護等によるサービス提供の実績がない事業所については、確定稼働できる時間として勤務表に明示された時間数(実態と乖離したものでないこと。)</p> <p>※ 管理者が看護師等を兼務する場合、管理者としての勤務時間を労働時間数から除いてください。他の事業所の管理者及び従業者を兼ねる場合も同様です。</p> <p>※ 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、実情に応じた適当数を配置してください。(配置しないことも可能です。)</p> <p>※ 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防訪問看護事業者における人員等の基準を満たすことをもって、指定訪問看護事業者における当該基準を満たしているものとみなすことができます。</p> <p>※ 指定訪問看護事業者が指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定巡回・随時対応型訪問介護看護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業者における人員等の基準を満たすことをもって、指定訪問看護事業者における当該基準を満たしているものとみなすことができます。</p> <p>※ 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者における人員等の基準を満たすことをもって、指定訪問看護事業者における当該基準を満たしているものとみなすことができます。</p>		<p>条例第67条第1項 平11厚令37 第60条第2項</p> <p>平11老企25 第3の3の1(1)①②</p> <p>平11老企25 第3の3の1(1)①⑧</p> <p>条例第67条第3項 平11厚令37 第60条第3項</p> <p>条例第67条第4項 平11厚令37 第60条第4項</p> <p>条例第67条第5項 平11厚令37 第60条第5項</p>	<p>・出勤簿 ・訪問看護記録 ・常勤・非常勤職員員の員数が分かる職員名簿 ・従業員の資格証 (職員履歴書、登録証(写)等)</p>
5 介護予防訪問看護の人員基準	<p>介護予防訪問看護事業者が訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問看護の事業と訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、訪問看護事業者における人員等の基準を満たすことをもって、介護予防訪問看護事業者における当該基準を満たしているものとみなすことができます。</p>		<p>予防条例 第44条第3項 平18厚令35 第63条第3項</p>	
6 管理者	<p>① 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p>※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ア 当該訪問看護ステーションの看護職員としての職務に従事する場合 イ 当該訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合に、当該訪問看護ステーションの管理者又は看護職員としての職務に従事する場合 ウ 同一敷地又は道沿を隔てて隣接する等、特に当該訪問看護ステーションの管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合(この場合併設施設等の管理業務(管理業務を含む)は、通常は管理者の業務に支障があると考えられます。)</p> <p>② 管理者は、保健師又は看護師ですか。</p> <p>※ 管理者の長期間の傷病又は出張等のやむを得ない理由がある場合には、老人福祉の向上に関し相当の知識、経験及び熱意を有し、過去の経歴等を勘案して訪問看護ステーションの管理者としてふさわしいと市県に認められた者であれば、管理者として保健師及び看護師以外の者をあてることができるものとします。ただし、この場合においても、可能な限り速やかに常勤の保健師及び看護師の管理者が確保されるように努めなければなりません。</p> <p>③ 管理者は、適切な訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者ですか。</p> <p>※ 管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者である必要があります。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましいです。</p>	<p>はい/いいえ</p> <p>はい/いいえ</p> <p>はい/いいえ</p>	<p>条例第68条第1項 平11厚令37第61条 平11老企25 第3の3の1(2)①</p> <p>条例 第68条第2項 平11老企25 第3の3の1(2)③</p> <p>条例 第68条第3項 平11老企25 第3の3の1(2)④</p>	<p>・職員名簿表 ・訪問看護記録 ・免許証(写) ・履歴書 ・研修修了証</p>
<b>第4 設備に関する基準</b>				
7 設備及び備品等	<p>① 訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室又は専用の区画を設けていますか。</p> <p>※ 当該訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合には、両者を共用することは差し支えありません。また他の事業を行う場合、業務に支障のないときは、訪問看護を行うための区画が明確に特定されていなければならないものとします。</p> <p>② 事務室又は区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保していますか。</p> <p>③ 訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を確保し、特に、感染症予防に必要な設備に配慮していますか。</p> <p>※ それぞれの事業の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。</p>	<p>はい/いいえ</p> <p>はい/いいえ</p> <p>はい/いいえ</p>	<p>条例第69条第1項 平11厚令37 第62条</p> <p>平11老企25 第3の3の2(1)①</p> <p>平11老企25 第3の3の2(1)②</p> <p>平11老企25 第3の3の2(1)③</p>	<p>・事業所の平面図 ・設備、備品台帳</p>
8 介護予防訪問看護の設備基準	<p>指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問看護事業者における設備及び備品等の基準(上記の①～③)を満たすことをもって、指定介護予防訪問看護事業者における当該基準を満たしているものとみなすことができます。</p>		<p>予防条例 第46条第3項 平18厚令35 第65条第3項</p>	
<b>第5 運営に関する基準</b>				
9 内容及び手続きの説明及び同意	<p>サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を提供して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。</p>	<p>はい/いいえ</p>	<p>条例第81条 準用(第9条) 平11厚令37 第74条 準用(第8条)</p> <p>準用(平11老企25 第3</p>	<p>・運営課程 ・重要事項説明書 ・利用申込書 ・同意に関する記録</p>

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	ア 運営規程の概要 イ 看護等の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦慮処理の体制 ※ 同業は、利用者及び訪問看護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。		の1の3(1))	
10 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ※ 要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。サービスの提供を拒むことのできる正当な理由とは、次の場合です。 ア 当事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住が当事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	いない・いる	条例第81条 準用(第10条) 平11厚令37 第74条 準用(第9条) 準用(平11老企25第3 の1の3(2))	・利用申込受付簿 ・要介護度の分布が わかる資料
11 サービス提供困難時の対応	利用申込者の病状、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じていますか。	はい・いいえ	条例第70条 平11厚令37 第63条	・利用申込受付簿 ・サービス提供地域録書
12 受給資格等の確認	① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 ② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	はい・いいえ	条例第81条 準用(第12条第2項) 平11厚令37 第74条 準用(第11条)	・サービス提供票 ・利用者に関する記録
13 要介護認定の申請に係る援助	① 要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に終わっているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 ② 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	条例第81条 準用(第13条第1項) 平11厚令37第74条 準用(第12条第1項)	利用者に関する記録
14 心身の状況等の把握	訪問看護の提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はい・いいえ	条例第81条 準用(第14条) 平11厚令37 第74条 準用(第13条)	・利用者に関する記録 (居宅介護支援経過) (サービス担当者会議 の要点)
15 居宅介護支援事業者等との連携	① サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 ② サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ	条例第71条第1項 平11厚令37 第64条 条例第71条第2項	・情報提供に関する記録 ・指導、連絡等の記録 ・終了に際しての注意書 ・利用者に関する書類
16 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。 また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	条例第81条 準用(第16条) 介護保険法施行規則 第64条各号 平11厚令37第74条 準用(第15条)	・利用者の届出書 ・居宅サービス計画 書(1)(2)
17 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問看護を提供していますか。	はい・いいえ	条例第81条 準用(第17条) 平11厚令37 第74条 準用(第16条)	・居宅サービス計画 書(1)(2) ・週間サービス計画表 ・訪問看護届書 ・サービス提供票 ・利用者に関する記録
18 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 ※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡を行うこと、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行ってください。	はい・いいえ	条例第81条 準用(第18条) 平11厚令37 第74条 準用(第17条) 準用(平11老企25第3 の1の3(7))	・サービス計画表 ・サービス提供票 (変更があったかの確認) ・業務マニュアル
19 身分を証する書類の携行	看護師等に、身分を証する書類(身分を明らかにする証書や名札等)を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ※ 当該証書等には、当該訪問看護ステーションの名称、看護師等の氏名を記載するものとし、当該看護師等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。	はい・いいえ	条例第81条 準用(第19条) 平11厚令37第74条 準用(第18条) 準用(平11老企25第3 の1の3(8))	・実態確認 ・就業規則 ・業務マニュアル ・研修マニュアル ・身分を証する書類
20 サービスの提供の記録	① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面(サービス利用票等)に記載していますか。 ※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするために、訪問看護の提供日、サービスの内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 ② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容を記録(サービス提供記録、業務日誌等)するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供していますか。	はい・いいえ	条例第81条 準用(第20条第1項) 平11厚令37第74条 準用(第19条第1項) 準用(平11老企25 第3の1の3(9)①) 条例第81条 準用(第20条第2項) 準用(平11老企25第3 の1の3(9)②) 条例第80条第2項 平11厚令37	・サービス提供票 ・居宅サービス計画書 ・業務日誌 ・訪問看護記録



項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	<p>※ 提供した具体的なサービスの内容等として記録すべき事項は次のとおりです</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● サービスの提供日</li> <li>● 具体的なサービスの内容</li> <li>● 利用者の心身の状況</li> <li>● その他必要な事項</li> </ul> <p>※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、2年間保存しなければなりません。</p>		第73条の2第2項 【独自基準(市)】	
21 利用料等の受領	① 法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、利用者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法令により給付率が異なる場合はそれに応じた割合)の支払を受けていますか。	はいいいえ 事別なし	条例第72条第1項 平11厚令37 第66条第1項	・サービス提供票 別表 ・領収証 ・運営規程(利用料その他の費用、実施地域の確認) ・重要事項説明書 ・車両運行誌 ・説明文書 ・利用料込書 ・同意に関する書類
	② 法定代理受領サービスに該当しない訪問看護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額及び訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じていませんか。	はいいいえ 事別なし	条例第72条第2項 平11厚令37 第66条第2項	
	※ なお、そもそも介護保険給付の対象となる訪問看護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 ア 利用者に、当該事業が訪問看護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 イ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、訪問看護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ウ ほか訪問看護の事業の区分と区別されていること。		準用(平11老企25第3の1の3(10)②)	
	③ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。	はいいいえ 事別なし	条例第72条第3項	
	※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。		準用(平11老企25第3の1の3(10)③)	
	④ 上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	はいいいえ 事別なし	条例第72条第4項	
	⑤ サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより領収証を交付していますか。	はいいいえ	法第41条第8項	
⑥ 上記⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、利用料の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	はいいいえ	施行規則第65条		
※ 領収証の記載内容は、上記事務連絡の別添紙式に準じたものとし、医療費控除の対象となる金額及び居宅介護支援事業者等の名称等も記載してください。 【介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて】(平成12年6月1日老第509号、平成28年10月3日事務連絡)				
22 保険給付の請求のための証明書 の交付	法定代理受領サービスに該当しない訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。	はいいいえ 事別なし	条例第81条 準用(第22条) 平11厚令37 第74条準用(第21条)	・サービス提供証明書(控) (介護給付費用領収書代用可)
23 訪問看護の基本 取扱い方針	① 訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行っていますか。	はいいいえ	条例第73条第1項 平11厚令37第67条	・居宅サービス計画書 ・訪問看護計画書 ・評価を実施した記録
	② 訪問看護事業者は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はいいいえ	条例第73条第2項	
24 介護予防訪問看護 の基本取扱い方針	① 介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	はいいいえ	予防条例 第55条第1項 平18厚令35 第75条	
	② 介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はいいいえ	予防条例 第55条第2項	
	③ 介護予防訪問看護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	はいいいえ	予防条例 第55条第3項	
	④ 介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか。	はいいいえ	予防条例 第55条第4項	
	⑤ 介護予防訪問看護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めていますか。	はいいいえ	予防条例 第55条第5項	
25 訪問看護の具体的 取扱い方針	① サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っていますか。	はいいいえ	条例第74条第1号 平11厚令37 第68条	・訪問看護計画書 ・使用しているパンフレット等 ・研修参加状況等が分かる書類 ・利用者に関する記録 ・相談・助言を記録した書類等
	② サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	はいいいえ	条例第74条第2号	
	③ サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	はいいいえ	条例 第74条第3号	

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	※ サービスの提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を行ってください。		平11老企25 第3の3の3(3)④	
	④ サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っていますか。	はい/いいえ	条例 第74条第4号	
	⑤ 特殊な看護等を行っていますか。	いいえ/はい	条例第74条第5号	
	※ 医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはなりません。		平11老企25 第3の3の3(3)⑤	
26 介護予防訪問看護の具体的な取組方針	① サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	はい/いいえ	予防条例 第56条第1号 平18厚労令35第76条 平11老企25 第四の三の3(2)①	
	※ 介護予防訪問看護の作成に当たっては、適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき課題状況を明らかにした上で(アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容、期間等を明らかにしてください。			
	② 看護記録(准看護記録を除く。以下この項において同じ。)は、上記①に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出していますか。	はい/いいえ	予防条例 第56条第2号	
	③ 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	はい/いいえ	予防条例 第56条第3号	
	④ 看護記録は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	はい/いいえ	予防条例 第56条第4号	
	※ 介護予防訪問看護計画書は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による指定介護予防看護については、その訪問看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合には、看護記録の代わりに説明させるものであることについて説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。看護記録は、介護予防訪問看護計画書の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。 また、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、適時なく利用者へ交付しなければならず、当該介護予防訪問看護計画書は、2年間保存しなければなりません。		平11老企25 第四の三の2(2)② 条例第54条第2項 平11厚令37 第73条第2項 【独自基準中】	
	⑤ 看護記録は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付していますか。	はい/いいえ	予防条例 第56条第5号	
	⑥ サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び上記②に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っていますか。	はい/いいえ	予防条例 第56条第6号	
	⑦ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	はい/いいえ	予防条例 第56条第7号	
	⑧ サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	はい/いいえ	予防条例 第56条第8号	
	⑨ 特殊な看護等を行っていますか。	いいえ/はい	予防条例 第56条第9号	
	⑩ 看護記録は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行っていますか。	はい/いいえ	予防条例 第56条第10号	
	⑪ 看護記録は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出していますか。	はい/いいえ	予防条例 第56条第11号	
	⑫ 介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。	はい/いいえ	予防条例 第56条第12号	
	⑬ 看護記録は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画書を主治の医師に提出していますか。	はい/いいえ	予防条例 第56条第13号	
	※ ⑩～⑬は、介護予防訪問看護計画書に定める計画期間終了後の当該計画書の実施状況の把握(モニタリング)、当該モニタリングの結果も踏まえた介護予防訪問看護報告書の作成、当該報告書の内容の担当する介護予防支援事業者への報告及び主治医への定期的な提出を義務づけたものです。 看護記録は、介護予防訪問看護報告書に、訪問を行った日、提供した看護内容、介護予防訪問看護計画書に定めた目標に照らしたサービス提供結果等を記載します。なお、当該報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものを用い、当該報告書の記載と先に主治医に提出した介護予防訪問看護計画書(当該計画書を予防基準条例において診療記録の記載をもって代えた場合を含む。)の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えないこととします。 看護記録は、介護予防訪問看護報告書に記載する内容について、担当する介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書自体は、主治医に提出するものとする。 また、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防看護を提供している利用者については、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する内容についても、一体的に含むものとし、看護記録(准看護記録を除く。)と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が作成してください。なお、管理者にあっては、介護予防訪問看護計画に沿った実施状況を把握し、計画書及び報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければなりません。		平11老企25 第四の三の2(2)④	
	⑭ 介護予防支援事業者から介護予防訪問看護計画書の提供の求めがあった際には、当該介護予防訪問看護計画書を提出することに協力するよう努めていますか。	はい/いいえ		
	※ 指定介護予防支援の運営基準において担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者に対して、指定介護予防サービス等提供において位置付けられている計画の提出を求めるものとして規定していることを踏まえ、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防支援事業者から介護予防訪問看護計画書の提供の求めがあった際には、当該介護予防訪問看護計画書を提出することに協力するよう努めるものとする。		平11老企25 第四の三の2(2)⑥	
27 主治の医師との関係	① 訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理を行っていますか。	はい/いいえ	条例第75条第1項 平11厚令37 第69条	・訪問看護指示書 ・訪問看護計画書 ・訪問看護報告書 ・診療記録

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
(介護予防も同様)	※ 管理者は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書(以下「指示書」という。)に基づき訪問看護が行われるよう、主治医との連携調整、訪問看護の提供を担当する看護師の監督等必要な管理を行ってください。 なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできません。		平11老企25第3の3の3(4)①	
	② サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書(指示書)で受けていますか。また、指示書は次のとおりとなっていますか。 ● 医師の指示書が保管されている。 ● 指示書は有効期限(最大6か月)内のものとなっている。	はい/いいえ	条例第75条第2項	
	③ 訪問看護事業者は、主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っていますか。	はい/いいえ	条例第75条第3項	
	※ 管理者は、主治医と連携を図り、適切な訪問看護を提供するため、定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出しなければなりません。		平11老企25第3の3の3(4)③	
	※ サービスの実施に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ってください。		平11老企25第3の3の3(4)⑤	
28 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	① 看護師等(准看護師を除く。以下この項において同じ。)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成していますか。	はい/いいえ	条例第76条第1項 平11厚令37第70条	・訪問看護計画書 ・居宅サービス計画書 ・診療記録 ・訪問看護報告書
	② 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成していますか。	はい/いいえ	条例第76条第2項	
	③ 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	はい/いいえ	条例第76条第3項	
	※ 看護師等は、訪問看護計画書の目標や内容等について利用者及びその家族と連携しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行う必要があります。		平11老企25第3の3の3(5)③	
	④ 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、訪問看護計画書を利用者に交付していますか。	はい/いいえ	条例第76条第4項	
	※ 訪問看護計画書は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その内容及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による指導訪問看護については、その助言・指導の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護師等の代わりに訪問させるものであること等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければなりません。 なお、交付した訪問看護計画書は、2年間保存しなければなりません。		平11老企25第3の3の3(5)⑤ 条例第81条第2項 平11厚令37第73条の2第2項【独自基準市】	
	⑤ 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成していますか。	はい/いいえ	条例第76条第5項	
	※ 看護師等は、訪問看護報告書には、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載してください。 なお、この「訪問看護報告書」は、訪問の都度記載する記録とは異なり主治医に定期的に提供するものをいいます。		平11老企25第3の3の3(5)⑦	
	※ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を提供している利用者については、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する内容についても、一体的に含むものとし、看護師等(准看護師を除く。)と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携して作成してください。		平11老企25第3の3の3(5)⑧	
	⑥ 管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。	はい/いいえ	条例第76条第6項	
⑦ 主治医と連携を図り、適切な訪問看護を提供するため、定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治の医師に提出していますか。	はい/いいえ	平11老企25第3の3の3(5)⑩		
※ 事業所が保健医療機関である場合は、主治の医師の訪問看護計画書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができます。また訪問看護計画書の交付については訪問看護計画書及び訪問看護報告書の取扱いについて(平成12年3月30日老企第55号厚生省老人保健施設局長通知)に定められている訪問看護計画書を参考に各事業所で定めるものを交付することで差し支えありません。		平11老企25第3の3の3(5)④		
⑧ 居宅介護支援事業者から訪問看護計画書の提供の求めがあった際には、当該訪問看護計画書を提供することに協力するよう努めていますか。	はい/いいえ	平11老企25第3の3の3(5)⑪		
29 同居家族に対する訪問看護の禁止	看護師等がその同居の家族である利用者に対する訪問看護の提供をさせていませんか。	いいえ	条例第77条 平11厚令37第71条	・サービス利用票 ・訪問看護計画書 ・訪問看護記録
30 利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ア 正当な理由なしに訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	はい/いいえ 事例なし	条例第81条 準用(第27条) 平11厚令37第74条 準用(第26条)	市町村に送付した通知に係る記録
31 緊急時等の対応	看護師等は、現にサービスの提供を行っているときに利用者で病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じていますか。	はい/いいえ 事例なし	条例第78条 平11厚令37第72条	・運営課程 ・利用者に関する記録 ・訪問看護の記録 ・連携体制に係る記録
32 管理者の責務	① 訪問看護事業所の管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	はい/いいえ	条例第81条 準用(第59条第1項) 平11厚令37第74条 準用(第52条)	・組織図・組織課程 ・運営課程 ・職務分掌表 ・業務報告書・業務日誌等

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
33 運営規程	② 訪問看護事業所の管理者は、従業者に対し「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	はい/いいえ	条例第81条 準用(第59条第2項)	
	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めていますか。	はい/いいえ	条例第79条 平11厚令37 第73条	・運営規程 ・指定申請及び変更届 (写)
	※ 運営規程には、次の事項を定めるものとします。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 オ 通常の事業の実施地域 カ 緊急時における対応方法 キ 虐待の防止のための措置に関する事項 ク その他運営に関する重要事項		準用(平11老企25 第3の1の3(18)②)	
	※ エの「利用料」としては、法廷代理受領サービスである訪問看護に係る利用料(1割、2割又は3割負担)及び法廷代理受領サービスでない訪問看護の利用料を、「その他の費用の額」としては、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問看護を行う際の交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。		準用(平11老企25 第3の1の3(18)③)	
34 勤務体制の確保等	① 管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。	はい/いいえ	労働基準法第15条	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表 ・研修受講修了証明書 ・研修計画、出勤命令 ・研修会資料
	※ 雇用(労働)契約において、労働基準法より下記のような条件を書面で明示することとされています (1) 労働契約の期間に関する事項 (2) 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 (3) 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 (4) 始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時間に関する事項 (5) 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 (6) 退職に関する事項(解雇の事由を含む) (7) 昇給の有無(※) (8) 退職手当の有無(※) (9) 賞与の有無(※) (10) 相対窓口(※) ※ 非正規雇用のうち、短期労働者(1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間比べて短い労働者)に該当するものを雇い入れたときには、上記(7)～(10)についても文書で明示しなくてはなりません。		労働基準法施行規則 第5条	
	② 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに看護師等の勤務の体制を定めていますか。	はい/いいえ	条例第81条 準用(第32条第1項) 平11厚令37 第74条準用(第30条) 平11老企25 第3の3の3(7)②	
	※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。			
	③ 当該事業所の看護師等によってサービスを提供していますか。	はい/いいえ	条例第81条 準用(第32条第2項) 平11老企25 第3の3の3(7)② 準用(平11老企25第3 の1の3(20)②)	
※ 看護師等は、労働者派遣法に規定する派遣労働者(紹介予定派遣に係る者を除く。)であってはなりません。 ※ 当該事業所の看護師等とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある看護師等を指します。				
34 勤務体制の確保等	④ 看護師等の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。	はい/いいえ	条例第81条 準用(第32条第3項) 準用(平11老企25第3 の1の3(20)③)	
	※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。 ア 事業主が講ずべき措置の具体的な内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号、以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりです。特に以下の内容に留意してください。 ① 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確にし、従業者に周知・啓発すること。 ② 相談(苦情を含む、以下同じ。)に対応するために必要な体制の整備(相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等)により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業(医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする。事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業者の数が100人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。			
	⑤ 適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	はい/いいえ		

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	<p>イ 事業主が調べることを望まない取組について</p> <p>パワーハラスメント防止においては、顧客等からの着しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対処させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、上記ア 事業主が講ずべき措置の具体的な内容)の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考してください。 (<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</a>)</p>			
35 業務継続計画の 策定等	<p>① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めていますか。</p> <p>② 看聴師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めていますか。</p> <p>③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めていますか。</p> <p>※ 業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。</p> <p>※ 訪問看護事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して訪問看護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、看聴師等に対し、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合、従業者が連携し取組むことが求められることから、研修及び訓練の実施に当たっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症発生に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立(保通所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平時時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)</p> <p>b 緊急時の対応(業務継続計画の迅速な運用、対応体制等)</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p> <p>※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間共有するとともに、平時時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかわる理解の励行を行うものとします。 職員の教育を継続的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確保、感染症や災害が発生した場合に実施するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	はいいいえ 機中	<p>条例第81条 準用(第31条の2) 平11厚令37第74条 準用(第30条の2)</p> <p>令和3年1月25日厚生労働省令第9号 附則第3条 準用(平11老企25 第三の二の3(7)①)</p> <p>準用(平11老企25 第三の二の3(7)②)</p> <p>準用(平11老企25 第三の二の3(7)③)</p> <p>準用(平11老企25 第三の二の3(7)④)</p>	
36 衛生管理等	<p>① 看聴師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。</p> <p>※ 常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回(ただし、深夜労働者等は6ヶ月以内ごとに1回)、定期に健康診断を実施しなければなりません。</p> <p>② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。</p> <p>※ 看聴師等が感染源となることを予防し、また看聴師等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋や感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じてください。</p> <p>※ 手洗所等に従業者共用のタオルを設置している場合、そのタオルを感染源として感染拡大のおそれがありますので、共用タオルは使用しないでください。</p> <p>③ 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めていますか。</p> <p>一 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看聴師等に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該事業所において、看聴師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>※ 感染症が発生し、又はまん延しないように措置を講じることに係る義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。</p>	はいいいえ 機中	<p>条例第81条 準用(第33条第1項) 平11厚令37第74条 準用(第31条) 労働安全衛生法第66条</p> <p>条例第81条 準用(第33条第2項) 準用(平11老企25 第三の1の3(21))</p> <p>令和3年1月25日厚生労働省令第9号 附則第</p>	<p>・支出関係の記録書 ・健康診断の記録 ・衛生マニュアル等</p>

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	<p>※ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとしてください。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を講ずる委員会 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を講ずる委員会(以下「感染対策委員会」という。)であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(感染対策担当者)を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 感染対策委員会は、テレビ・電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。)を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。 平常時の対策としては、事業所内の備付管理(環境の整備等)、ケアにかかわる感染予防(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係機関等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、確認しておくことも必要です。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。</p> <p>ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 看護職員に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当事業所における指針に基づいた備付管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。 職員教育を継続的に浸透させていくためには、当事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、研修開催時は感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染対策力向上のための研修教材等」を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当事業所の実態に応じ行ってください。 また、平時から、突然に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>		<p>4条 準用(平11老企25 第三の二の3(8)②)</p> <p>準用(平11老企25 第三の二の3(8)②)</p>	
37 掲示	<p>① 事業所の見やすい場所に運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を行っていますか。</p> <p>※ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当事業所の運営規程の概要、看護師等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。</p> <p>② ①に規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させていますか。</p> <p>※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで、①の掲示に代えることができるものです。</p>	はいいいえ	<p>条例第81条 準用(第34条) 平11厚令37第74条 準用(第32条) 準用(平11老企25 第3の1の3(1))</p>	・掲示物
38 秘密保持等	<p>① 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p>※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定し、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。</p> <p>② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取決め、例えば誓約書についての定めをおくなどの措置を講じてください。</p> <p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p>※ この同意は、サービス提供開始時利用者及びその家族から包括的な同意を得ることで足りるものです。</p> <p>④ 「個人情報の保護に関する法律」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p>※ 個人情報の取扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(H29.4.14 個人情報保護委員会・厚生労働省)」を参照してください。</p>	<p>いいえ</p> <p>はいいいえ</p> <p>はいいいえ</p> <p>はいいいえ</p>	<p>条例第81条 準用(第35条第1項) 平11厚令37第74条 準用(第33条)</p> <p>条例第81条 準用(第35条第2項)</p> <p>準用(平11老企25 第3の1の3(22)②)</p> <p>条例第81条 準用(第35条第3項)</p> <p>準用(平11老企25 第3の1の3(22)③)</p> <p>個人情報の保護に関する法律(平15法律第57号)</p>	<p>・就業時の取決め等の記録 ・利用者の同意書 ・情報提供に使用された文書等(会議資料等)</p>
39 広告	<p>事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていないですか。</p>	いいえ	<p>条例第81条 準用(第36条) 平11厚令37第74条 準用(第34条)</p>	<p>・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告</p>
40 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p>	いいえ	<p>条例第81条 準用(第38条) 平11厚令37第74条 準用(第35条)</p>	

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
41 苦情処理	① 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	はい/いいえ	条例第81条 準用(第39条第1項) 平11厚令37第74条	・運営規程 ・重要事項規程書 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・指導等に関する記録
	※(必要な措置)とは、具体的には次のとおりです。 ア 苦情を受け付けるための窓口を設置する。 イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする。 ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。 エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。等		準用(第36条) 準用(平11老企25第3の1の3(25)①)	
	② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。	はい/いいえ 事例なし	条例第81条 準用(第39条第2項) 準用(平11老企25第3の1の3(25)②)	
	※ 苦情(サービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識をもち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。			
	※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の概要として記録することが望ましいです。			
	※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存してください。		条例第80条第2項 平11厚令37 第73条の2第2項 【独自基準(市)】	
※ 苦情解決の仕組みについては「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日厚労省通知)を参考としてください。				
42 地域との連携等	① 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	はい/いいえ	条例第81条 準用(第40条) 平11厚令37第74条 準用(第36条の2) 準用(平11老企25第3の1の3(26))	・苦情に関する記録
	※ 介護職員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携を図ることを規定したものです。なお、「市町村が実施する事業」には、介護職員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。			
	② 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問看護の提供を行うよう努めていますか。	はい/いいえ		
	※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する訪問看護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に訪問看護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、「提供拒否の禁止」の項目での正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものです。		準用(平11老企25第3の1の3(29)②)	
43 事故発生時の対応	① サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はい/いいえ	条例第81条 準用(第41条第1項) 平11厚令37第74条 準用(第37条)	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録
	② 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ決めてありますか。	はい/いいえ	準用(平11老企25第3の1の3(27)①)	
	③ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	はい/いいえ 事例なし	条例第81条 準用(第41条第2項) 準用(平11老企25第3の1の3(27))	
	※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の概要として記録することが望ましいです。			
	※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなげればなりません。		条例第80条第2項 平11厚令37 第73条の2第2項 【独自基準(市)】	
④ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかにを行っていますか。	はい/いいえ 事例なし	条例第81条 準用(第41条第3項) 準用(平11老企25第3の1の3(27)②)		
※ 賠償すべき事象において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償能力を有することが望ましいです。				
⑤ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	はい/いいえ 事例なし	平11老企25第3の1の3(27)③)		
44 虐待の防止	※(高齢者虐待に該当する行為) ア 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の職務を著しく怠ること。 ウ 利用者に対する著しい暴言又は著しく排他的対応その他の利用者に対し心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ 利用者に対しいせつな行為をすること又は利用者をしていせつな行為をさせること。 オ 利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。		高齢者虐待防止法第2条	
	虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めていますか。 一 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ること。 二 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 当該事業所において、看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。	いる/いない 検討	条例第81条 準用(第40条の2) 平11厚令37第74条 準用(第37条の2)	

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	<p><b>四 一から三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</b></p> <p>※ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じることに係る義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を認めており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。</p> <p>※ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、訪問看護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法制(平成17年法律第124号、以下「高齢者虐待防止法」という。)」に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。</p> <p>・虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業員にそれらに関する理解を促す必要があります。同時に、従業員が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業員としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。</p> <p>・虐待等の早期発見 訪問看護事業所の従業員は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事象を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、利用者の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。</p> <p>・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口へ通報される必要があり、事業者は当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合はその再発を確実に防止するために次掲げる事項を実施するものとします。</p> <p>① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(第1号) 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確するとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。 一方、虐待等の事象については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一欄に従業者に共有されるべき情報であるとは限らず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実効が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会「厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 虐待防止検討委員会は、具体的に、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業員に周知徹底を図る必要があります。</p> <p>ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること エ 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること オ 従業員が高齢者虐待を把握した場合、市町村への連絡が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること キ カの再発の防止策を講じた際、その効果についての評価に関すること</p> <p>② 虐待の防止のための指針(第2号) 訪問看護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の周知に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>③ 虐待の防止のための従業員に対する研修(第3号) 従業員に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該訪問看護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該訪問看護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。</p> <p>④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(第4号) 訪問看護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が努めることが望ましいです。</p>			
45 会計の区分	<p><b>事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</b></p> <p>※ 具体的な会計処理の方法については、次の趣旨に基づき適切に行ってください。 ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱い」について(平成12年3月10日 老指第8号) イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日 老指第18号) ウ 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて(平成24年3月29日 老高第0329第1号)</p>	はいいいえ	<p>条例第81条 準用(第42条)</p> <p>平11厚令37 第74条 準用(第38条)</p> <p>準用(平11老企25第3 の1の3(28))</p>	・会計関係書類
46 記録の整備	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p>② 利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から2年間(苦情</p>	はいいいえ	<p>条例第80条第1項 平11厚令37 第73条の2</p> <p>条例第80条第2項</p>	<p>・従業者に関する名簿</p> <p>・設備台帳</p> <p>・備品台帳</p> <p>・会計関係書類</p>



項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	<p>事故は5年間保存していますか。</p> <p>ア 主治の医師による指示の文書</p> <p>イ 訪問看護計画書</p> <p>ウ 訪問看護報告書</p> <p>エ 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>オ 市町村への通知(項目 30 参照)に係る記録</p> <p>カ 苦情の内容等の記録</p> <p>キ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>		平11厚令37 第73条の2第2項 【独自基準(市)】	・医師の指示書 ・訪問看護計画書 ・訪問看護報告書 (診療録、診療記録) ・記録簿 ・市町村への通知に係る記録
47 電磁的記録等	<p>① 事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができますが、下記のとおり取り扱っていますか。</p> <p>※ 書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面(被保険者証に関するものを除く。)の作成、保存等を次掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。</p> <p>※ ア 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法、または磁気ディスク等をもって調製する方法によってください。</p> <p>イ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によってください。</p> <p>① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>ウ その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、ア及びイに準じた方法によってください。</p>	<p>いいえ</p>	<p>条例第265条第1項 平11厚令37 第217条第1項</p>	
	<p>② 事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下交付等)という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができますが、下記のとおり取り扱っていますか。</p> <p>※ 利用者及びその家族等(以下利用者等)という。)の利用意向並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。</p> <p>ア 電磁的方法による交付は、第5-1の電磁的方法による重要事項の提供に準じた方法によってください。</p> <p>イ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。</p> <p>ウ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。</p> <p>※ イ、ウでは、押印についてのQ&amp;A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経産省)を参考してください。</p> <p>エ その他、電磁的方法によることができるとされているものは、アからウまでに準じた方法によってください。ただし、基準又は基準趣旨(平11老企25)の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従ってください。</p> <p>※ 上記①電磁的記録により行う場合及び②電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を選択してください。</p>	<p>はいいいえ</p>		

## 第6 変更の届出等

48 変更の届出等	<p>① 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該特定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長(高層階副課)に届け出ていますか。</p> <p>※ 「介護給付費算定に係る棟別届に係る加算等(算定する単位数が増えるもの)については、算定する月の前月15日までに届出が必要です。</p>	<p>はいいいえ</p>	<p>法第75条第1項 施行規則第131条</p> <p>平12老企36 第一の1(5)</p>	・届出控え
	<p>② 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長(高層階副課)に届け出ていますか。</p>	<p>はいいいえ 事務所なし</p>	<p>法第75条第2項</p>	

## 第7 介護給付費の算定及び取扱い

49 訪問看護費の算定 (訪問看護ステーションの場合) (介護予防も同様)	<p>① 通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者並びに精神科訪問看護・指導料(診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表(以下この点検表において「医科診療報酬点数表」という。))の区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料をいう。))及び精神科訪問看護基本療養費(訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)別表の区分番号01-2の精神科訪問看護基本療養費をいう。))に係る訪問看護の利用者を除く。))に対して、その主治の医師が交付した文書による指示及び訪問看護計画書に基づき、看護師等が訪問看護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問看護計画書に位置付けられた内容の訪問看護を行うのに要する標準的な時間で以下の所定単位数を算定していますか。</p>	<p>はいいいえ</p>	<p>平12厚告19 別表3の注1 (介護予防は略。以下同じ) 平12老企36 第2の4(2)</p>	
--	---	--------------	---	--

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
(所要時間について)	<p>【訪問看護費】</p> <p>イ 指定訪問看護ステーションの場合</p> <p>(1) 所要時間 20 分未満の場合 312 単位</p> <p>(2) 所要時間 30 分未満の場合 469 単位</p> <p>(3) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 819 単位</p> <p>(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 1,122 単位</p> <p>(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合 (1 回につき) 297 単位</p> <p>ロ 病院又は診療所の場合</p> <p>(1) 所要時間 20 分未満の場合 264 単位</p> <p>(2) 所要時間 30 分未満の場合 397 単位</p> <p>(3) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 571 単位</p> <p>(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 839 単位</p> <p>ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 2,945 単位</p>			
	<p>※ 訪問看護費は、「適当な困難な利用者」に対して給付することとされていますが、適当の可否にかかわらず、療養生活を送る上での居宅での支費が不可欠な者に対して、ケアマネジメントの結果、訪問看護の提供が必要と判断された場合は訪問看護費を算定できます。</p>		平12 老企36 第2の4(1)	
	<p>【厚生労働大臣が定める疾病等】</p> <p>多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びディンハイドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球形脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸動脈瘤及び人工呼吸器を使用している状態</p>		平27 厚労告94 第四号	
	<p>※ 末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、医療保険の給付の対象となるものであり、訪問介護費は算入しません。</p>		平12 老企36 第2の4(6)	
	<p>※ 20分未満の訪問看護は、短時間かつ頻回な医療処置等が必要な利用者に対し、日中等の訪問看護における十分な観察、必要な助言・指導が行われることを前提として行われるものです。</p> <p>したがって、居宅サービス計画又は訪問看護計画において20分未満の訪問看護のみが設定されることは適切ではなく、20分以上の介護師又は看護員による訪問看護を週1回以上含む設定とすることとします。</p> <p>なお、20分未満の訪問看護は、訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている事業所として緊急時訪問看護の届出を出している場合に算定可能です。</p>		平12 老企36 第2の4(3)①	
(准看護員による訪問看護)	<p>※ 訪問看護は在宅の要介護者の生活パターンや看護の必要性に合わせて提供されるべきであることから、単に長時間の訪問看護を複数回に区分して行うことは適切ではありません。そのため、次のような取扱いとして行います。</p> <p>(1) 前回提供した訪問看護からおおむね2時間未満の間隔で訪問看護を行う場合(20分未満の訪問看護費を算定する場合及び利用者の状態の変化等により緊急の訪問看護を行う場合を除く。))は、それぞれの所要時間を合算するものとします。</p> <p>(2) 1人の看護員が訪問看護を行った後、続いて別の看護員が訪問看護を行った場合には、当該訪問看護の所要時間を合算することとします。</p> <p>なお、当該訪問看護の提供時間を合算した場合に、准看護員による訪問看護が含まれる場合には、当該訪問看護費は、准看護員による訪問看護費を算定します。</p> <p>(3) 1人の看護員が理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が訪問看護を行った後、続いて他の職種の看護員又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が訪問看護を実施した場合(看護員が訪問看護を行った後続いて別の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が訪問看護を行う場合など)は職種ごとに算定できます。</p> <p>(4) なお、1人の利用者に対して、連携して訪問看護を提供する必要性については、適切なケアマネジメントに基づき判断することとします。</p>		平12 老企36 第2の4(3)②	
	<p>※ 精神通院看護・指導員又は精神通院看護基本療養費の算定に係る医療保険による訪問看護(以下、「精神通院訪問看護」という。)の利用者については、医療保険の給付の対象となるものであり、同一日に介護保険の訪問看護を算定することはできません。</p> <p>なお、月の途中で利用者の状態が変化した場合により、医療保険の精神通院訪問看護から介護保険の訪問看護に変更、又は介護保険の訪問看護から医療保険の精神通院訪問看護に変更することは可能であるが、こうした事情によらず恣意的に医療保険と介護保険の訪問看護を変更することはできません。</p>		平12 老企36 第2の4(7)	
(理学療法士等による訪問看護)	<p>② 准看護員が訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していただきますか。</p>	はい/いいえ 該当なし	平12 厚告19 別表3の注1 平12 老企36 第2の4(8)①	
	<p>※ また、居宅サービス計画上、保健師又は看護員が訪問することとされている場合に、事業所の事情により保健師又は看護員ではなく准看護員が訪問する場合については、准看護員が訪問する場合の単位数(所定単位数の100分の90)を算定します。</p> <p>※ 居宅サービス計画上、准看護員が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護員ではなく理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問する場合については理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合の所定単位数を算定します。</p> <p>また、居宅サービス計画上、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問することとされている場合に、事業所の事情により理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士ではなく准看護員が訪問する場合については、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合の所定単位数を算定します。</p>		平12 老企36 第2の4(8)②	
(理学療法士等による訪問看護)	<p>③ 訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)が訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数(297単位)を算定していただきますか。</p> <p>また、理学療法士等が1日に2回を超えて訪問看護を行った場合、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していただきますか。</p>	はい/いいえ 該当なし	平12 厚告19 別表3 イ(5) 別表3注1	
	<p>※ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護員の代わりに訪問させるという位置づけのものです。</p> <p>なお、言語聴覚士による訪問において提供されるものは、あくまで看護業務の一部であることから、言語聴覚士の業務のうち保健師や准看護員等の規定にかかわらず業とすることができるとされている診療の補給行為(言語聴覚士法第42条第1項)に限ります。</p>		平12 老企36 第2の4(4)①	

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	<p>※ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、1回当たり20分以上訪問看護を実施することし、1人の利用者につき週6回が限度とされています。</p> <p>※ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問看護を提供している利用者については、毎回の訪問申請において記録した訪問看護記録簿等を用い、適切に訪問看護事業所の看護職員及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士間で利用者の状況、実施した内容を共有するとともに、訪問看護個書(以下、「個書」という。))及び訪問看護報告書(以下、「報告書」という。))は、看護職員(准看護師を除く)と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携して作成してください。また、主治医に提出する個書及び報告書は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が実施した内容も一体的に含むものとしなす。</p> <p>※ 複数の訪問看護事業所から訪問看護を受けている利用者について、個書及び報告書の作成にあたっては当該複数の訪問看護事業所において十分な連携を図ったうえで作成してください。</p> <p>※ 個書及び報告書の作成にあたっては、訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行ってください。 なお訪問看護サービスの利用開始時は、利用者が過去2月(暦月)において当該訪問看護事業所から訪問看護(医療保険の訪問看護を含む。)の提供を受けていない場合であって、新たに個書を作成する場合があります。また、利用者の状態の変化等に合わせた定期的な訪問とは、主治医からの訪問看護個書の内容が変化する場合や利用者の心身状態や家族等の環境の変化等の際、訪問することをいいます。</p>		<p>平12老企36第2の4(4)②</p> <p>平12老企36第2の4(4)③</p> <p>平12老企36第2の4(4)④</p> <p>平12老企36第2の4(4)⑤⑥</p>	
<p>50 同一建物等に居住する利用者に対する取扱い(介護予防も同様)</p>	<p>① 訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問看護事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。))に居住する利用者(指定訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者(指定訪問看護事業所)を除く。))又は指定訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。))に居住する利用者に対して、指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。</p>	<p>はいいいえ 該当なし</p>	<p>平12厚告19別表3の注6</p>	
<p>(留意事項)</p>	<p>② 指定訪問看護事業所における1月当たり利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していますか。</p> <p>(1) 同一敷地内建物の定義 当該指定訪問看護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該訪問看護事業所と建築物から道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なるものを指します。 具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に訪問看護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当します。</p> <p>(2) 同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。))の定義 イ ①に該当するもの以外の建築物であり、当該建築物に当該訪問看護事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではありません。 ロ この場合の「利用者数」は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用います。この場合、「1月間の利用者の数の平均」は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この「平均利用者数の算定」に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとします。また、介護予防訪問看護と一体的な運営をしている場合、介護予防訪問看護の利用者を合わせて計算してください。</p> <p>※ 当該職員は、訪問看護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意してください。 具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率がつかない場合は、減算を適用すべきではありません。 [同一敷地内建物等に該当しないものの例] ・ 同一敷地内であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならぬ場合</p> <p>※ (1)及び(2)いずれの場合においても、同一の建物については、建築物の管理、運営法人が指定訪問看護事業所の事業者と異なる場合であっても該当します。</p> <p>(3) 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義 イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定訪問看護事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されます。 ロ この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用います。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとします。</p>	<p>はいいいえ 該当なし</p>	<p>平12厚告19別表3の注6</p> <p>平12老企36第2の4(12)準用(第2(15)①)</p> <p>平12老企36第2の4(12)準用(2(15)②)</p> <p>平12老企36第2の4(12)準用(2(15)③)</p> <p>平12老企36第2の2(15)⑤</p>	
<p>51 早朝・夜間、深夜の訪問看護の取扱い(介護予防も同様)</p>	<p>① 夜間(午後6時から午後10時まで)又は早朝(午前6時から午前8時まで)に訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>② また、深夜(午後10時から午前6時まで)に訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※ 居宅サービス計画上又は訪問看護個書上、訪問看護のサービス開始時刻の対象となる時間帯がある場合に、当該加算を算定するものとします。 なお、利用者が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間における割合がごくわずかな場合には、当該加算は算定できません。 また、20分未満の訪問の場合についても、同様の取扱いとします。</p>	<p>はいいいえ 該当なし</p> <p>はいいいえ 該当なし</p>	<p>平12厚告19別表3の注3</p> <p>平12老企36第2の4(9)準用(2(12))</p>	
<p>52 複数名訪問加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合であって、同時に複数の看護職員が1人の利用者に対して訪問看護を行ったとき又は看護職員が看護補助者と同時に1人の利用者に対して指定訪問</p>	<p>該当なし</p>	<p>平12厚告19別表3の注4</p>	

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
(介護予防も同様)	<p>看護を行ったときは、複数名訪問加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につきそれぞれの単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>〔複数名訪問加算(Ⅰ)〕</p> <p>(1)複数看護等が同時に所要時間30分未満の指定訪問看護を行った場合 254単位</p> <p>(2)複数看護等が同時に所要時間30分以上の指定訪問看護を行った場合 402単位</p> <p>〔複数名訪問加算(Ⅱ)〕</p> <p>(1)看護等が看護補助者と同時に所要時間30分未満の指定訪問看護を行った場合 201単位</p> <p>(2)看護等が看護補助者と同時に所要時間30分以上の指定訪問看護を行った場合 317単位</p> <p>〔厚生労働大臣が定める基準〕 同時に複数看護等により訪問看護を行うこと又は看護等が看護補助者と同時に訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するとき。 イ 利用者の身体的理由により1人の看護等による訪問看護が困難と認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合</p> <p>※ 2人の看護等又は1人の看護等と1人の看護補助者が同時に訪問看護を行う場合の複数名訪問加算は、体重が重い利用者を1人が支持しながら、必要な処置を行う場合等、1人で看護を行うことが困難な場合に算定を認めるものであり、これらの事情がない場合に、単に2人の看護等(うち1人が看護補助者の場合も含む)が同時に訪問看護を行ったことのみをもって算定することはできません。</p> <p>※ 複数名訪問加算(Ⅰ)において訪問を行うのは、両名とも看護等であることとし、複数名訪問加算(Ⅱ)において訪問を行うのは、訪問看護を行う1人が看護等であり、同時に訪問する1人が看護補助者であることを要します。</p> <p>※ 複数名訪問加算(Ⅱ)における看護補助者とは、訪問看護を担当する看護等の指導の下に、療養生活上の世話(食事、清潔、排泄、入浴、褥瘡等)の他、居室内の環境整備、看護用品及び排泄品の整理等といった看護業務の補助を行う者のことであり、資格は問いませんが、秘密保持や安全等の観点から、訪問看護業務に雇用されている必要があるものとします。</p>	<p>□</p> <p>□</p> <p>□</p> <p>□</p>	<p>平27厚労告94 第五号</p> <p>平12老企36 第2の4(10)②</p> <p>平12老企36 第2の4(10)③</p>	
53 1時間30分以上の訪問看護を行う場合 (介護予防も同様)	<p>訪問看護に関し、特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。以下同じ。)に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行った場合であって、当該訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上となる場合は、1回につき300単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>〔厚生労働大臣が定める状態〕 次のいずれかに該当する状態</p> <p>ア 内科診療報酬点数表に掲げる在宅慢性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態</p> <p>イ 内科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜透析指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅経鼻腸胃吸引療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態</p> <p>ウ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態</p> <p>エ 真皮を越える褥瘡の状態</p> <p>オ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態</p> <p>※ 「真皮を越える褥瘡の状態」とは、NPUAP(National Pressure Ulcer of Advisory Panel)分類Ⅲ度若しくはⅣ度又はDESIGN分類(日本褥瘡学会によるもの)D3、D4若しくはD5に該当する状態をいいます。</p> <p>※ 「真皮を越える褥瘡の状態」にある者に対して特別加算を算定する場合には、定期的(1週間に1回以上)に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価(褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症・感染、肉芽組織、壊死組織、ポケット)を行い、褥瘡の発症部位及び実施したケア(利用者の家族等に対する指導を含む)について訪問看護記録に記載してください。</p> <p>※ 「点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態」とは、主治の医師が点滴注射を週3日以上行うことが必要である旨の指示を訪問看護事業所に対して行った場合であって、かつ、当該事業所の看護員が週3日以上点滴注射を実施している状態をいいます。</p> <p>※ 当効加算については、保健師又は看護士が行った場合であっても、准看護士が行った場合であっても、同じ単位を算定するものとします。</p>	<p>はいいいえ 該当なし</p>	<p>平12厚告19 別表3の注5</p> <p>平27厚労告94 六号</p> <p>平12老企36 第2の4(11)① 準用(2(17)④)</p> <p>平12老企36 第2の4(11)① 準用(2(17)⑤)</p> <p>平12老企36 第2の4(11)① 準用(2(17)⑥)</p> <p>平12老企36 第2の4(11)②</p>	
54 訪問看護費の算定 (定期巡回・随時対応型訪問看護事業所と連携して訪問看護を行う場合)	<p>① 定期巡回・随時対応型訪問看護事業所と連携して訪問看護を行い、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する訪問看護事業所において、通院が困難な利用者に対して、その主治の医師の指示及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護事業所の看護士等が、訪問看護を行った場合に、1月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。</p> <p>〔厚生労働大臣が定める施設基準〕 連携する定期巡回・随時対応型訪問看護事業所の名称、住所その他必要な事項を市長に届け出ている訪問看護事業所であること。</p> <p>② 准看護士が訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定していますか。</p> <p>③ 保健師、看護士又は准看護士が利用者(要介護状態区分が要介護5である者に限る。)に対して訪問看護を行った場合は、1月につき800単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>④ 1人の利用者に対し、1つの訪問看護事業所が訪問看護費を算定している場合には、別の訪問看護事業所においては、当該訪問看護費は算定していませんか。</p>	<p>はいいいえ 該当なし</p> <p>はいいいえ 該当なし</p> <p>はいいいえ 該当なし</p> <p>はいいいえ 該当なし</p>	<p>平12厚告19 別表3の注2</p> <p>平27厚労告96 第三号</p> <p>平12厚告19 別表3の注2</p>	

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	<p>※ 定期巡回・随時対応型訪問看護事業所との連携については、訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている事業所として、緊急時訪問看護加算の届出をすることが必要です。</p> <p>※ 定期巡回・随時対応型訪問看護の報酬は月額定額報酬ですが、次のような場合には次のような取扱いとします。</p> <p>(1) 月の途中から訪問看護を利用した場合又は月の途中で訪問看護の利用を終了した場合は、利用期間(訪問看護の利用を開始した日から月末日まで又は当該月の初日から利用を終了した日まで)に対応した単位数を算定する(以下「日割計算」という。)こととします。</p> <p>(2) 月の途中で短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用している場合は、その期間について日割計算により算定します。</p> <p>(3) 月の途中で要介護5から他の要介護度に変更となった場合、及び他の要介護度から要介護5に変更となった場合は日割計算により算定します。</p> <p>(4) 月途中で、末期の悪性腫瘍又は別に厚生労働大臣が定める疾病の状態(項目46の訪問看護の算定(訪問看護ステーションの場合を参照。)となった場合は、その状態がある期間について日割計算により算定します。</p>			
<p>54-1 特別地域訪問看護加算(介護予防も同様)</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問看護事業所(その一部として使用される事務所(以下「サテライト事業所」という。))が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はサテライト事業所の訪問看護員等が指定訪問看護を行った場合は、特別地域訪問看護加算として、訪問看護ステーションの場合及び病院又診療所の場合については、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を、定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合については、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>〔松本市内加算対象地域〕刈谷原町、七嵐、赤怒田、殿野入、反町、金山町、保福寺、中川、安曇、奈川</p> <p>※ 県内対象地域については長野県ホームページ等でご確認ください。</p> <p>※ 当効加算は、所定単位数の15%加算としますが、この場合の所定単位数は緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含みません。</p>	<p>はい/いいえ 該当なし</p>	<p>平24 厚労告120</p> <p>平12 厚告19 別表3の注7</p> <p>平12 老企36 第2の4(13) 準用(第2の2(16))</p>	
<p>54-2 中山間地域等居住者加算</p>	<p>下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問看護を行った場合は、訪問看護ステーションの場合及び病院又診療所の場合については、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を、定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合については、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>〔松本市内加算対象地域〕入山辺、今井、横田、大村、南浅間、惣社、浅間温泉、水沢、原、洞、三才山、稲倉、刈谷原町、七嵐、赤怒田、殿野入、反町、金山町、保福寺町、板場、穴沢、会田、取手、中川、五常、安曇、奈川、梓川梓(小室)、上野(八景山)</p> <p>※ 県内対象地域については長野県ホームページ等でご確認ください。</p> <p>※ 当効加算を算定する利用者については、通常の事業の実施地域を越えて行う交通費の支払いを受けることはできません。</p> <p>※ 当効加算は、所定単位数の5%加算としますが、この場合の所定単位数は緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含みません。</p>	<p>はい/いいえ 該当なし</p>	<p>平12 厚告19 別表3の注9</p> <p>準用 (平12 老企36 第2の2(18)) 平12 老企36 第2の4(15)</p>	
<p>55 緊急時訪問看護加算 (介護予防も同様)</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合には、緊急時訪問看護加算として1月につき574単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>〔厚生労働大臣が定める基準〕 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。</p> <p>※ 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護時が訪問看護を受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当効加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算します。</p> <p>※ 当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に加算するものとします。 なお緊急時訪問看護加算を介護保険で請求した場合は、同月に定期巡回・随時対応型訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける緊急時訪問看護加算並びに同月に因果保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における24時間対応体制加算は算定できません。</p> <p>※ 当該月において計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合については、当該緊急時訪問の所要期間に応じた所定単位数(看護報酬による緊急時訪問の場合は所定単位数の100分の90)を算定します。この場合、居宅サービス計画の変更を要します。 なお、当該緊急時訪問を行った場合には、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算は算定できませんが、1月以内の2回目に降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できます。</p> <p>※ 緊急時訪問看護加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できます。 このため、緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認を行ってください。</p> <p>※ 訪問看護を担当する因果期間においては、緊急時訪問看護加算の届出は利用者や居宅介護支援事業所が訪問看護事業所を選定する上で必要な情報として届出てください。 なお、訪問看護ステーションにおける緊急時訪問看護加算の算定に当たっては、通常の加算とは異なり、届出を受取った日から算定するものとします。</p>	<p>はい/いいえ 該当なし</p>	<p>平12 厚告19 別表3の注10</p> <p>平27 厚労告95 第七号</p> <p>平12 老企36 第2の4(16)②</p> <p>平12 老企36 第2の4(16)③</p> <p>平12 老企36 第2の4(16)④</p> <p>平12 老企36 第2の4(16)⑤</p>	
<p>56 特別管理加算 (介護予防も同様)</p>	<p>訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護事業所が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、別に厚生労働大臣が定める区分に応じて、1月につき次に掲げる所定単位数を特別管理加算として加算していますか。(いずれかの加算のみの算定です。)</p> <p>(1) 特別管理加算(Ⅰ) 500単位</p> <p>(2) 特別管理加算(Ⅱ) 250単位</p> <p>〔厚生労働大臣が定める区分〕 (1) 特別管理加算(Ⅰ) 次の状態にある者に対して訪問看護を行う場合</p>	<p>該当なし</p> <p>□</p> <p>□</p>	<p>平12 厚告19 別表3の注11</p> <p>平27 厚労告94 第七号</p>	

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	<p>医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態</p> <p>(2) 特別管理加算(Ⅱ) 次のいずれかの状態にある者に対して訪問看護を行う場合 ア 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己閉鎖管路指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法治療指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅経腸場呼吸器療法治療指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 イ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ウ 真皮を越える褥瘡の状態 エ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態</p> <p>※ 特別管理加算については、利用者や居宅介護支援事業所が訪問看護事業所を選定する上で必要な情報であるため、届けてください。</p> <p>※ 当月の第1回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に算定するものとします。 なお、当効加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できません。</p> <p>※ 特別管理加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できます。なお、2か所以上の事業所から訪問看護を利用する場合については、その分配は事業所相互の合議に委ねられます。</p> <p>※ 「真皮を越える褥瘡の状態」とは、NPUAP分類Ⅲ度若しくはⅣ度又はDESIGN分類(日本褥瘡学会によるもの)D3、D4若しくはD5に該当する状態をいいます。</p> <p>※ 「真皮を越える褥瘡の状態」がある者に対して特別管理加算を算定する場合には、定期(1週間に1回以上)に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価(褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症・感染、肉芽組織、壊死組織、ポケット)を行い、褥瘡の発症部位及び実施したケア(利用者の家族等に行う指導を含む。)について訪問看護記録書に記載してください。</p> <p>※ 「点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態」とは、主治の医師が点滴注射を週3日以上行うことが必要である旨の指示を訪問看護事業所に対して行った場合であって、かつ、当該事業所の看護職員が週3日以上点滴注射を実施している状態をいいます。 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態がある者に対して特別管理加算を算定する場合は、点滴注射終了した場合その他必要と認められる場合には、主治の医師に対して速やかに当該者の状態を報告するとともに、訪問看護記録書に点滴注射の実施内容を記録してください。</p> <p>※ 訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行ってください。</p>		<p>平12 老企36 第2の4(17)①</p> <p>平12 老企36 第2の4(17)②</p> <p>平12 老企36 第2の4(17)③</p> <p>平12 老企36 第2の4(17)④</p> <p>平12 老企36 第2の4(17)⑤</p> <p>平12 老企36 第2の4(17)⑥⑦</p> <p>平12 老企36 第2の4(17)⑧</p>	
<p>57 ターミナルケア 加算</p>	<p>在宅で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た訪問看護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。))に対して訪問看護を行っている場合にあっては、1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。))は、ターミナルケア加算として、当該者の死亡月につき2,000単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>〔厚生労働大臣が定める基準〕 イ ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問看護を行うことができる体制を整備していること。 ロ 主治の医師との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。 ハ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。</p> <p>〔厚生労働大臣が定める状態〕 次のいずれかに該当する状態 イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びギンヤイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発性神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態</p> <p>※ ターミナルケア加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとされていますが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとします。</p> <p>※ ターミナルケア加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できます。 なお、当効加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算(以下ターミナルケア加算等という。))は算定できません。</p> <p>※ 一の事業所において、死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問看護をそれぞれ1日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてターミナルケア加算等を算定することとします。この場合において他制度の保険によるターミナルケア加算等は算定できません。</p>	<p>はいいいえ 該当なし</p>	<p>平12 厚告19 別表3の注12</p> <p>平27 厚労告95 第八号</p> <p>平27 厚労告94 第八号</p> <p>平12 老企36 第2の4(18)①</p> <p>平12 老企36 第2の4(18)②</p> <p>平12 老企36 第2の4(18)③</p>	

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	<p>※ ターミナルケアの趣旨においては、次に掲げる事項を訪問看護記録に記録しなればなりません。</p> <p>ア 終末期の身体状況の変化及びこれに対する看護についての記録</p> <p>イ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録</p> <p>ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づきケアプロセス及び対応の経過の記録</p> <p>なお、ウについては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応してください。</p>		<p>平12 老企36 第2の4(18)④</p>	
	<p>※ ターミナルケアを実施中、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができるものとします。</p>		<p>平12 老企36 第2の4(18)⑤</p>	
<p>58 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い(介護予防も同様)</p>	<p>① 訪問看護ステーションの場合及び病院又診療所の場合について、訪問看護を利用しようとする者の主治の医師(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。)が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、訪問看護費を算定していませんか。</p>	<p>はいいいえ 該当なし</p>	<p>平12 厚告19 別表3の注13</p>	
<p>59 初回加算(介護予防も同様)</p>	<p>訪問看護事業所において、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の訪問看護を行った日の属する月に訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数(300単位)を加算していますか。</p>	<p>はいいいえ 該当なし</p>	<p>平12 厚告19 別表3の二</p>	
<p>60 退院時共同指導加算(介護予防も同様)</p>	<p>病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)が、退院時共同指導(当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養に必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。)を行った後、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者については、2回)に限り、所定単位数(600単位)を加算していますか。</p> <p>ただし、初回加算を算定する場合は、退院時共同指導加算は算定できません。</p>	<p>はいいいえ 該当なし</p>	<p>平12 厚告19 別表3のホ</p>	
<p>61 看護・介護職員連携強化加算</p>	<p>訪問看護事業所が、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録または同法附則第20条第1項の登録を受けた訪問介護事業所と連携し、当該事業所の訪問介護員等が当該事業所の利用者に対し社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第1条各号に掲げる医師の指示の下に行われる行為を円滑に行うための支援を行った場合は、1月に1回に限り所定単位数(250単位)を加算していますか。</p>	<p>はいいいえ 該当なし</p>	<p>平12 厚告19 別表3のハ</p>	

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類	
	<p>※ 当効働は訪問介護員等のたんの取替時の技術不足を補うために同法を実施することを目的としたものではないため、訪問介護員等のたんの取替に依る基礎的な技術取得や研修目的で、訪問看護事業所の看護職員が同法問を実施した場合は、当効働及び訪問看護費は算定できません。</p>		平12老企36第2の4(23)⑤		
62 看護体制強化加算 (介護予防も同様)	<p>訪問看護ステーションの場合及び病院又は診療所の場合について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。</p>		該当なし	平12厚告19別表3のト	
	<p>※ 次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</p>				
	イ 看護体制強化加算(I)	550単位	<input type="checkbox"/>		
	ロ 看護体制強化加算(II)	200単位	<input type="checkbox"/>		
	(介護予防の場合は)看護体制強化加算		100単位	<input type="checkbox"/>	
	<p>〔厚生労働大臣が定める基準〕 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (介護予防の場合は、イの(1)、(2)のいずれにも適合した場合に算定できます)</p>			平27厚労告95第九号	
	イ 看護体制強化加算(I)				
	<p>(1) 算定日が属する月の前6月間において、事業所における介護保険の利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。 (2) 算定日が属する月の前6月間において、事業所における介護保険の利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。 (3) 算定日が属する月の前12月間において、事業所における介護保険のターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上であること。 (4) 当該事業所において訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち、看護職員(保健師、看護師又は准看護師)の占める割合が100の60以上であること。 ただし、指定訪問看護事業者が、指定介護予防訪問看護事業所の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合における、当該割合の算定にあつては、訪問看護を提供する従業者と介護予防訪問看護を提供する従業者の合計数のうち、看護職員の占める割合によるものとする。</p>				
	<p>※ ④の規定については、令和5年3月31日までの間は、適用されません。</p>				
	ロ 看護体制強化加算(II)				
	<p>(1) 訪問看護ステーションの場合にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① イ(1)①、②及び④に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>				
	<p>※ 令和5年3月31日までの間は、イ(1)①及び②に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>			令和3年3月15日厚生労働省告示第73号附則第3条第1項	
	<p>② 算定日が属する月の前12月間において、事業所における介護保険のターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること。 (2) 訪問看護ステーション以外である場合にあつては、上記イ(1)の①及び②並びにロ(1)の②に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>				
	<p>※ 令和5年3月31日において、現看護体制強化加算を算定している訪問看護ステーションであつて、令和5年4月1日以降に、看護職員の離職等によりイの(1)の④に掲げる基準に適合しなくなったものが、看護職員の採用に関する計画を確実に届けた場合には、当該訪問看護ステーションは、当該計画に定める期間を経過する日までの間は、当該基準にかかわらず、当効働を算定することができます。</p>			令和3年3月15日厚生労働省告示第73号附則第3条第2項	
<p>※ イ(1)の基準における利用者の割合については、以下の①に掲げる数を②に掲げる数で除して、算定日が属する月の前6月間当たりの割合を算出します。 ① 訪問看護事業所における緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数 ② 訪問看護事業所における実利用者の総数</p>			平12老企36第2の4(24)①		
<p>※ イ(2)の基準における利用者の割合については、以下の①に掲げる数を②に掲げる数で除して、算定日が属する月の前6月間当たりの割合を算出します。 ① 訪問看護事業所における特別管理加算を算定した実利用者数 ② 訪問看護事業所における実利用者の総数</p>			平12老企36第2の4(24)②		
<p>※ 上記に規定する実利用者数は、前6月間において、当該事業所が提供する訪問看護を2回以上利用した者又は当該事業所で当効働を2回以上算定した者であっても、1として数えます。 そのため、上記に規定する割合の算出において、利用者には、当該訪問看護事業所を現に利用していない者も含むことに留意してください。 具体的な算出方法については、平成30年度介護報酬改定に関するQ&amp;A(Vol.1)(平成30年3月23日)問10を参照してください。</p>			平12老企36第2の4(24)③		
<p>※ イ(1)及びイ(2)の基準は、算定日が属する月の前6月の実績を算定拠拠としているため、当効働は、新たに事業を開始し、又は再開した訪問看護事業所については、7月以降算定が可能になります。</p>					
<p>※ 看護体制強化加算を算定するに当たっては、当該訪問看護事業所の看護師等が、当効働の内容について利用者又はその家族への説明を行い、同意を得てください。</p>			平12老企36第2の4(24)④		
<p>※ 看護体制強化加算を算定するに当たっては、医療機関との連携のもと、看護職員の意向や研修派遣などの相互人材交流を通じて在宅看護支援能力の向上を支援し、地域の訪問看護人材の確保・育成に寄与する取り組みを実施していることが望ましいとされています。</p>			平12老企36第2の4(24)⑤		
<p>※ 看護体制強化加算を算定するに当たっては、上記のイ(1)若しくはイ(2)の割合及びイ(3)若しくはロ(2)の人数について、継続的に所定の基準を維持しなければなりません。なお、その割合及び人数については、台帳等により毎月記録するものとし、所定の基準を下回った場合については、直ちに体制を是正しなければなりません。(介護予防は上記のイ(3)若しくはロ(2)の人数については該当しません。)</p>			平12老企36第2の4(24)⑥		



項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	<p>※ 看護体制加算は、訪問看護事業所の利用者によって(Ⅰ)又は(Ⅱ)を選択的に算定することができないものであり、当該訪問看護事業所においていずれか一方のみを選択し、届出を行うこと。</p>		平12老企36第2の4(24)⑦	
63 サービス提供体制強化加算 (介護予防も同様)	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対し、訪問看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、訪問看護ステーションの場合及び病院又診療所の場合については1回につき、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合については1月につき、次に掲げる所定単位数を加算していますか。(いずれかの加算のみの算定です。)</p> <p>(1) 訪問看護ステーションの場合若しくは病院又は診療所の場合 ① サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 6単位 ② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3単位</p> <p>(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合 ① サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 50単位 ② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 25単位</p> <p>(介護予防の場合は、(1)のみ)</p>	はいいいえ 該当し	平12厚告19別表3のチ	
	<p>【厚生労働大臣が定める基準】</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 (1) 事業所の全ての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 (2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 (3) 当該事業所の全ての看護師等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。 (4) 当該事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 上記のイ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 当該事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p>	□  □	平27厚告95第十号	
	<p>※ 研修について 看護師等ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、看護師等について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければなりません。</p>		平12老企36第2の4(25)準用(3(7)①)	
	<p>※ 会議の開催について 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は当該事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる看護師等のすべてが参加するものでなければなりません。なお、実施に当たっては、全員が一室に会して開催する必要もなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。会議の開催状況については、その概要を記録しなければなりません。 なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要があります。 また、会議は、テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>		平12老企36第2の4(25)準用(3(7)②)	
	<p>※ 上記の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。 ● 利用者のADLや意欲 ● 利用者の主な訴えやサービス提供時の特長の要望 ● 家族を含む環境 ● 前回のサービス提供時の状況 ● その他のサービス提供に当たって必要な事項</p>		平12老企36第2の4(25)準用(3(7)②)	
	<p>※ 健康診断について 健康診断については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない看護師等も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければなりません。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、当該健康診断が1年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとします。</p>		平12老企36第2の4(25)準用(3(7)③)	
	<p>※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとします。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月以降届出が可能となるものです。</p>		平12老企36第2の4(25)準用(3(7)④)	
	<p>※ 上記のただし書の場合にあっては、届出を行った月に際においても、直前3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を継続しなければなりません。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなりません。</p>		平12老企36第2の4(25)準用(3(7)⑤)	

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
	<p>※ 同一の事業所において、介護予防訪問看護を一体的に行っている場合においては、本点検の計算も一体的に行うこととします。</p> <p>※ 勤務年数とは、各月の前月の末日時点における勤務年数をいうものとします。具体的には、平成21年4月における勤務年数3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤務年数が3年以上である者をいいます。</p> <p>※ 勤務年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。</p>		<p>平12老企36第2の4(25) 準用(3(7)6)</p> <p>平12老企36第2の4(25)②</p> <p>平12老企36第2の4(25)③</p>	
64 サービス種類相互の算定関係	<p>① 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護(法第8条第15項第1号に該当するものに限る。)、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、訪問看護費を算定していませんか。</p> <p>※ 介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院を退院した日については、厚生労働大臣が定める状態(項目50の1時間30分以上の訪問看護を行う場合を参照)にある利用者に限る、訪問看護費を算定できることとします。なお、短期入所療養介護のサービス終了日(退院・退院日)においても同様です。</p>	<p>はい/いいえ 該当なし</p>	<p>平12厚告19別表3の注15</p> <p>平12老企36第2の4(20)</p>	
(介護予防)	<p>② 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防訪問看護費を算定していませんか。</p>	<p>はい/いいえ 該当なし</p>	<p>平18厚告127別表2の注12</p>	
<b>第8 その他</b>				
65 介護サービス情報の公表	<p>長野県へ基本情報と運営情報を報告するとともに見直しを行っていますか。</p>	<p>はい/いいえ 該当なし</p>	<p>法第115条の35第1項 施行規則 第140条の44</p>	
66 法令遵守等の業務管理体制の整備	<p>① 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。届け出ている場合は届出の内容を記載してください。</p> <p>◎ 届出先〔松本市・長野県・厚労省・その他( )〕</p> <p>◎ 届出年月日〔平成 年 月 日〕</p> <p>◎ 法令遵守責任者 職名〔 〕 氏名〔 〕</p> <p>※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容</p> <p>◎事業所等の数が20未満</p> <p>・整備届出事項:法令遵守責任者</p> <p>・届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等</p> <p>◎事業所等の数が20以上100未満</p> <p>・整備届出事項:法令遵守責任者、法令遵守規程</p> <p>・届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要</p> <p>◎事業所等の数が100以上</p> <p>・整備届出事項:法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施</p> <p>・届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要</p> <p>② 業務管理体制(法令等遵守)についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。</p> <p>③ 業務管理体制(法令等遵守)について、具体的な取組を行っていますか。</p> <p>※ 具体的な取組を行っている場合には、次のアからカを○で囲み、カについては、その内容を記入してください。</p> <p>ア 介護報酬の請求等のチェックを実施</p> <p>イ 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置を取っている。</p> <p>ウ 利用者からの相談・苦情等に法令違反行為に関する情報が含まれているものについて、内部を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。</p> <p>エ 業務管理体制についての研修を実施している。</p> <p>オ 法令遵守規程を整備している。</p> <p>カ その他( )</p> <p>④ 業務管理体制(法令等遵守)の取組について、評価・改善活動を行っていますか。</p>	<p>届出なし</p> <p>はい/いいえ 該当なし</p> <p>はい/いいえ 該当なし</p> <p>はい/いいえ 該当なし</p>	<p>法第115条の32第1項第2項</p> <p>施行規則 第140条の39</p>	